

入札保証金について

1 入札保証金について

競争入札参加者又はその代理人（以下「競争入札参加者等」という。）は、下記（７）により入札保証金を免除される場合を除いて、指定する期日までに入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に納付又は提出しなければならない。

（１）入札保証金等の額

入札保証金等の額は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）に入札保証金の率（１００分の５以上）を乗じた額とする。

【算式】

見積もった契約希望金額（税込）× 0. 05 以上

なお、単価契約においては、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額を見積もった契約希望金額とする。

（２）入札保証金の納付

競争入札参加者等が、入札保証金を納付する場合は、次の方法によるものとする。

地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「払込書兼領収書」により、入札保証金相当額（上記（１）の額）を地方独立行政法人埼玉県立病院機構の取引金融機関に払い込む。

この場合には、当該「払込書兼領収書」の写しを入札書の提出期限までに本件入札を執行する担当窓口提出すること。

（３）入札保証金に代える担保の提出

競争入札参加者等は、上記（１）の契約保証金に代える担保を提出する場合は、下表のうち該当する担保を入札書の提出期限までに本件入札を執行する担当窓口提出すること。預かり時、当該担保と引換えに「預り証」を交付する。

この場合の入札保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の８割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し若しくは支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証若しくは裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

(4) 入札保証金等の還付

入札終了後、地方独立行政法人埼玉県立病院機構は、入札保証金等を納付した非落札者に対して、次の方法により当該入札保証金等を還付するものとする。

ア 地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「払込書兼領収書」により納付した場合は、当該「払込書兼領収書」(写しでも可)を添付した「還付請求書」(該当者に配布)の提出により還付する。

イ 契約保証金に代える担保を提出した場合には、提出時に交付した「預り証」に領収の旨を付記し記名押印したものを提出することによりこれを還付する。

(5) 落札者が契約を締結しない場合の入札保証金の帰属

契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を締結しないときは、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に帰属する。

(6) 契約保証金への充当

落札者に係る入札保証金等は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当する。

(7) 入札保証金の免除

次に掲げる場合は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第6条の規定に基づき入札保証金の納付を免除することができる。

ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札に参加しようとする者が銀行等又は保険事業会社と契約保証の予約をしたとき。

ウ 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度を含めて過去5年度以内に2回以上全て誠実に履行したもののについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

エ 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条に規定する資格を有する者で、過去において契約を誠実に履行した実績等を考慮し、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ア又はイの場合には当該保険証書等を、ウ又はエの場合には条件を満たす契約書の写し及び履行を証明するものを、確認申請書の提出期限までに本件入札を執行する担当窓口提出しなければならない。

【留意点】

- ・ウ又はエに該当する場合、提出する契約書の写しから、契約の種類を表す部分(物品名等)及び契約の規模を表す部分(数量、契約金額等)は抹消しないこと。
- ・ウ又はエに該当する場合、履行を証明するものとして、①検査調書、検収書等の写し、②履行証明書、③代金を受領した預金通帳等の写しを添付すること。
- ・ウ又はエに該当する場合で、埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター、埼玉県立小児医療センター又は埼玉県立精神医療センターの履行実績を用いるときは、契約書の写し及び履行を証明する書類の提出は要さず、様式第3号に履行実績を記入すること。

2 契約保証金について

契約の相手方は、下記(4)により契約保証金を免除される場合を除いては、契約保証金又は、契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、病院機構に納付しなければならない。

(1) 契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額とする。

(2) 契約保証金に代える担保の種類及び価値

上記(1)の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引き受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

(3) 契約完了後の契約保証金

ア 病院機構は、契約の相手方が納付した契約保証金等について、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときには契約の相手方に対して次のいずれかの方法により当該契約保証金等を還付するものとする。

(ア) 病院機構が発行する「納付書兼領収書（3枚綴り）」により納付した場合には、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）を添付した「還付請求書」の提出により還付する。

(イ) 契約保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した領収の旨を付記して記名押印された「預り証」の提出によりこれを還付する。

イ ただし、契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金は病院機構に帰属する。

(4) 契約保証金の免除

次に掲げる場合には、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約の相手方が保険会社との間に病院機構を被保険者とする履行保険契約を締結したとき、当該保険証書の提出により免除する。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他管理者が指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき、当該保証契約書の提出により免除する。

ウ 上記ア又はイ以外で契約の相手方が、契約保証金の納付の免除を希望する場合には、前記入札保証金(7)のウの規定を準用する。

この契約履行実績に基づく契約保証金納付の免除を希望する場合は、「契約保証金免除申請書（様式第6号）」及び「契約の履行について（様式第7号）」に必要な書類を添え、落札後速やかに担当窓口へ提出しなければならない。